

吹田市
公園及び道路樹木等管理
包括的民間委託業務
(千里南公園エリア)

公募型プロポーザル募集要項

令和8年（2026年）8月

吹田市

1：業務の趣旨・目的

本市が管理する公園及び道路内の樹木等の維持管理について、これまで所管や業務ごとに発注していた除草剪定、高木剪定、公園内清掃等の複数業務を包括的に委託し、民間企業の豊富な経験と高い専門性を活用することにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることを目的とする。

この募集要項は、企画提案型プロポーザル方式により、技術力・提案力に優れた事業者を選定するためのものである。

2：業務概要

(1) 業務名

吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）

(2) 業務内容

「吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）要求水準書」のとおりとするが、企画提案の内容を踏まえ、協議の上決定する。
また、本業務の全体構成は、下表のとおりとする。

業務名（大区分）	業務名（小区分）	作業内容
全体マネジメント業務	統括管理業務	
	現場1次対応業務	【別紙1】作業概要書
公園及び道路樹木等の維持管理業務	樹木管理業務	【別紙1】作業概要書
	清掃業務	【別紙1】作業概要書
	その他業務	【別紙1】作業概要書

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

総額 504,325,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【業務委託料の内訳】

年度	価格(円)
令和9年度	144,228,000
令和10年度	176,238,000
令和11年度	183,859,000
総 額	504,325,000

3：主なスケジュール（予定）

内容	日時
(1)公募資料の公表	令和8年（2026年）8月31日（月）～ 令和8年（2026年）10月16日（金）
(2)公募資料に関する質問受付	令和8年（2026年）9月11日（金）～ 令和8年（2026年）9月18日（金）
(3)公募資料の質問に対する回答	令和8年（2026年）10月5日（月）までに 本市のホームページに掲載します。
(4)参加資格確認書類の受付	令和8年（2026年）10月13日（火）～ 令和8年（2026年）10月16日（金）
(5)参加資格確認結果の通知	令和8年（2026年）10月23日（金）
(6)提案企画書類の提出期間	令和8年（2026年）11月2日（月）～ 令和8年（2026年）11月20日（金）
(7) 提案説明・ヒアリング及び提案審査実施の通知	令和8年（2026年）11月27日（金）
(8)提案説明・ヒアリング審査	令和8年（2026年）11月30日（月）
(9)選定結果通知	令和8年12月下旬
(10)契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(11)契約の締結	契約内容の確定後 （令和9年2月上旬を予定）

4：参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 参加者

- ① 参加者は、本事業を行う能力を有するグループ（複数の企業の共同体）とする。また、グループの構成企業数は【別紙2】「参加企業の考え方」に基づき参画すること。
- ② グループの構成に当たっては、統括役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続を行うものとする。また、参加表明時に参加者の構成企業全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (2) グループ内のいずれかの企業が、千里南公園から半径10kmの圏内に、資機材の置場を有していること。
- (3) グループ内のすべての企業が、本業務の参加表明書提出時において、令和8年度の本市入札参加資格有資格名簿に登録し、かつ取扱品目で施設管理の樹木・除草に登録していること。
- (4) グループ内のすべての企業が、令和7年度末時点において、過去5年以内に吹田市発注の同種（提案評価基準【選定基準、評価項目及び配点】項番1記載）の受注実績があること。
- (5) グループ内に、市内小規模企業（令和8年度の総合値700点未満の企業をいう。）を1社以上参画させること。
- (6) 協力企業（再委託先）及びグループ内のすべての企業が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体ではないこと。
- (7) 協力企業（再委託先）及びグループ内のすべての企業が、以下の欠格事項に該当していないこと。
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市から指定管理の指定を取消され、その取消の日から2年を経過していない団体
 - ② 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
 - ③ 吹田市指名停止措置要領に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
 - ④ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員又はその密接関係者
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続をしている団体
 - ⑦ 破産者で復権を得ない者
 - ⑧ 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）
 - ⑨ 次のいずれかに該当する者が役員となっている団体
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・法律行為を行う能力を有しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5：失格事由

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合
- (4) 候補者選定終了までの間に、他の応募（申請）者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- (5) 応募資格に反することが認められた場合
- (6) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (7) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合
- (8) 本入札に参加する企業が、事業協同組合とその組合員又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士である場合

6：参加手続等

(1) 事務局

〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番3号 総合防災センター（DRC Suita）6階
吹田市 土木部 公園みどり室
電話：06-6834-5364（直通） FAX：06-6834-5486
メールアドレス：dousei-kouen@city.suita.osaka.jp

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：公表の日から令和8年（2026年）10月16日（金）まで
- イ 配布方法：吹田市ホームページからダウンロードする。

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

- (ア) 参加資格確認書類：令和8年（2026年）10月13日（火）から令和8年（2026年）10月16日（金）までの午前9時から午後5時まで。（土日祝を除く。）
- (イ) 提案企画書類：令和8年（2026年）11月2日（月）から令和8年（2026年）11月20日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）
※令和8年（2026年）11月20日（金）午後5時必着

イ 提出場所：上記（1）に同じ。

ウ 提出方法：以下を、持参して提出すること。

- ・紙媒体・・・15部（正本1部、副本14部）
- ・電子データを格納したCD-R
またはDVD-R 1部

7：質疑・回答

- (1) 受付期間：令和8年（2026年）9月11日（金）から令和8年（2026年）9月18日（金）まで

※令和8年（2026年）9月18日（金）午後5時必着

- (2) 質疑方法：電子メール（受信確認の電話を行うこと。）により、6（1）に提出すること。

- (3) 質疑様式等：質問書（様式第1号）を、次の点に留意して提出すること。

ア 電子メールの件名は「吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）公募型プロポーザルに関する質問（提案事業者名）」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答日：令和8年（2026年）10月5日（月）までに回答。

- (5) 回答方法：質問への回答は吹田市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

8：応募書類

(1) 提出書類及び作成方法

【参加資格確認書類】

① 参加表明書（様式第2号）

統括役割を担う企業の代表者名で申し込むこと。

② グループ構成表（様式第3号）

構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を記載すること。

※構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。

- ③ 会社概要（様式第4号）
 - ④ 業務実績表（様式第5号）
 - ※すでに履行が完了した実績について記載すること。（過去5年）
 - ⑤ 統括責任者の業務実績及び資格要件報告書（様式第6号）
 - ⑥ 誓約書【4：参加資格（5）に該当しない旨】（様式第7号）
 - ※グループ内のすべての企業が提出すること。また協力企業については、契約締結後、速やかに提出すること。
 - ⑦ グループ協定書兼委任状【債務の履行に関する連帯責任事項】（様式第8号）
 - ⑧ 辞退届（様式第13号）
 - 参加表明書の提出以降、提案企画書類の提出期限日まで随時応募を辞退することができ。応募を辞退する場合は、令和8年11月20日（金）17時までに辞退届（様式第13号）を提出すること。）
- 【提案企画書類】
- ① 業務組織体制図（様式第9号）
 - ② 業務実施提案書（様式第10号）
 - 様式の内容に従い、業務実施方針、全体スケジュール、緊急対応など提案全体の概要について記載すること。
 - ③ 業務品質・効率性に関する提案書（様式第11号）
 - 様式の内容に従い、特定テーマとして、各事業者間の業務の配分、今回発注する包括的委託業務の特性を活かした業務提案及び独自性があり、実現可能な業務提案を記載すること。
 - ④ 価格提案書（様式第12号）
 - 詳細な内訳書を添付すること。（様式は任意とする。）

（2）提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 採用された応募書類に対し、公文書公開請求があった場合は、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。ただし、提案者独自の考えや創意工夫などによる具体的な提案において、今後の事業展開に影響すると判断した場合はその部分を非公開とする。
- ウ 提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類等の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 応募書類等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9：評価方法等

（1）委員会の設置

本市は、提案企画書等の最優秀提案事業者の選定を実施するため、「吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）公募型プロポーザル選定委員会設置要領により、構成しており、委員会は、提案評価基準に基づき提案企画書類等の審査を行う。

（2）参加資格確認書類の審査

参加資格確認書類をもとに、公募資料に規定する参加資格の具備を確認し、結果を通知する。

結果通知日：令和8年（2026年）10月23日（金）

（3）提案企画書類の審査

- ア 提案企画書類の詳細については、「提案評価基準」を参照すること。
- イ 提案説明・ヒアリング審査は令和8年11月30日（月）に実施する。

時間、場所については、本市が実施する参加資格確認書類の審査の結果通知に併せて通知する。

ウ 結果の通知

令和8年（2026年）12月下旬、審査を行った全ての提案者に対して結果を電子メールで通知する。

（4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10：選定結果の通知・公表

最優秀提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

【公表事項】

（1）最優秀提案者（契約候補者名並びにその提案金額と評価点）

（2）全提案者の名称＊申込順

（3）全提案者の各委員の評価点及び順位付け

＊1位と順位付けした委員数の順 選定事業者以外は記号（アルファベット）表示

（4）審査項目・基準、配点

（5）プロポーザル選定委員会委員の役職名

（6）プロポーザル選定委員会の会議録の概要

（7）その他必要な事項

11：契約手続

（1）契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

（2）受注者は契約金額の100分の5の額（千円未満切上げ）の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

（3）契約代金の支払いについては、四半期毎とする。

（4）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点者を候補者とする。

12：その他

（1）提案企画書類については、1者につき1提案に限る。

（2）参加表明書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。

（3）参加表明書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（4）提出書類の作成、提出、提案説明及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

（5）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

（6）参加者がいない場合、本市はその旨を速やかに本市ホームページで公表する。